

本郷台小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月31日（令和3年3月26日改定）

（１）いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめを防止するための基本理念

全校の子ども一人ひとりが、かけがえのない存在であり、このまちの宝である。その子どもが心身ともに健やかに成長していくことが、まちの願いであり、豊かな未来の実現に向けてもっとも大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己肯定感を高め、自己実現に向かうことができる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を認めない雰囲気、排除する動きが出てしまえば、安心して生活できる場ではなくなり、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、自己肯定感や自己実現に向かう意欲を下げってしまうなど、子どもの将来にわたり深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

（２）「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 構成員

- ・管理職、児童支援専任、教務主任、学年主任、学年職員、養護教諭
場合によって「支援教育、児童指導、人権・福祉部会」のメンバーも「学校いじめ防止対策委員会」との連携を図る。
- ・必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

② 委員会の運営

- ・月1回定期開催（この開催時は委員だけでなく、原則全職員が参加）
児童支援専任が主導し、記録者が内容を記録し、保管する。
- ・いじめの疑いがある場合に直ちに開催。
校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定。内容については「学校いじめ防止対策委員会記録用紙」に記録し保管し、進捗状況の管理を行う。

③ 委員会の内容

○いじめの未然防止

- ・いじめはどの集団にも、どの学年やクラスにも起こる可能性がある最も深刻な人権侵害案件であり、いじめを決して許さないことを全職員が共有し、環境づくりに努める。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動について学校生活アンケートを取る際や、学校説明会、報告会などで子ども、保護者に周知する。

○早期発見・早期対応

- ・いじめの相談・通報の窓口は基本担任であるが、場合によっては児童支援専任、学年主任、養護教諭など、相談しやすい職員が窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などにかかる情報を収集し、記録する。学年職員を中心に複数でその情報を共有し、本委員会でも共有する。
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合、迅速に本委員会でも共有することを原則とし、関係する子どもに聞き取り調査やアンケート調査などで事実関係の把握し、いじめであるか否かを判断する。
- ・いじめを受けた子どもに対する支援、いじめを行った子どもに対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき、年間計画を作成し、PDCAサイクルでの検証を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、教職員の資質を向上させるための校内研修を充実していくようにする。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか、点検と見直しを行う。

(3) いじめの未然防止、早期発見・事案対応

- ◎ これまでに日常的に行ってきた指導や支援を「いじめ防止」という意識をもって行う。
- ◎ いじめを受けた子、いじめを行った子、見ていた子、どの立場の保護者とも、防止や解決へともに向かうパートナーという認識のもと連携する。
- ◎ 「いじめ防止に向けた年間計画」をもとに、計画的に取り組む。

① いじめの未然防止

いじめに向かわせない学校で取り組むべき課題（「生徒指導リーフ 『いじめのない学校づくり』」より）

- | | | |
|--------|---|---------------------|
| ・規律 | | きちんと授業に参加し、 |
| ・学力 | ⇒ | 基礎的な学力を身に付け |
| ・自己有用感 | | 認められているという実感をもった子ども |

(ア) コミュニケーション能力を育む

全ての教育活動を通じて

- | |
|-----------------------------|
| ・意見の相違があっても建設的に調整し、解決していける力 |
| ・自分の言動が相手や周りに及ぼす影響を判断できる力 |

を育成していく。

(イ) 豊かな情操を培う

幅広い社会体験や生活体験、読書活動、文化的な活動などを通して

- | |
|--------------------|
| ・他人の気持ちを共感的に理解できる心 |
|--------------------|

を培う。

(ウ) お互いの人格を尊重する態度を養う

道徳教育、人権教育の充実により

- ・ 善悪の判断など社会的規範意識
- ・ 授業や行事に主体的に参加する態度
- ・ 心の通う人間関係を構築する能力の素地
- ・ ストレスに適切に対応できる力

を養う。

(エ) どの子もわかる授業づくり

重点研究会、学年研究会、交換授業などを通して

- ・ 一人ひとりを大切にした
- ・ 一人ひとりが活躍できる
- ・ 一人ひとりが満足でき、力がつく

授業力の向上を図る。

(オ) 子どもの主体的な取組への支援

児童会活動、学級活動などで、子ども自らが

- ・ いじめの問題について学ぶ
- ・ いじめの問題について主体的に考える
- ・ 子ども自身がいじめ防止を訴える

ような取組を支える。

(カ) 互いを認め合える人間関係、学校風土づくり

児童会（委員会）活動、学級（係、当番）活動、縦割り活動などで

- ・ 認められている
- ・ 満たされている
- ・ 他者の役に立っている
- ・ 人とかかわることの喜びや大切さ

と感じ取ることが
できる機会を提供する。

(キ) 全ての教育活動を通して

- ・ 友達の「よさ」を素直な気持ちで認める

ことができる関係を育てる。

◎朝会、朝や帰りの会、学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

その際、「何がいじめなのか」を具体的に児童と共有する。

◎家庭や地域の方々にも協力を求め、「幅広い大人から認められている」という思いが得られるようにする。

◎幼保小中の連携により、子どもが長い見通しの中で自分の成長発達を感じ取り、自分を高めていくことができるようにする。

◎「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用する。

②いじめの早期発見

(ア) いじめを被害児童の立場に立って見極める。

「いじめ」と「けんか・ふざけ」を見極めるポイント (「児童生徒指導の手引」より)

- ①当事者間が対等な関係にありますか？
- ②一定のルールがあり、役割交代が見られますか？
- ③行為に楽しさや心の交流が感じられますか？
- ④行為の被害者の様子に変化はありませんか？
- ⑤周囲の子どもたちによそよそしさやしらけた雰囲気が感じられませんか？

(イ) いじめを見逃さない教職員の見守り体制をつくる。

日常の学校生活状況を把握するために、休み時間等の様子を全職員で見守る

- ・登下校の様子
- ・健康観察 (返事の仕方、表情など)
- ・日記等の個人ノート
- ・保健室の様子 などの観察

児童支援専任、養護教諭、学校カウンセラーなど担任以外にも相談できる体制を維持し、子どもや保護者にも周知する。

(ウ) 定期的なアンケート、いじめ一斉キャンペーンを実施する。

- ・「学校生活についてのアンケート」→YP アセスメントシートで支援方法を探る。(年2回)
また、アンケート後、子どもとの面談も伴う。
- ・「いじめ解決一斉キャンペーン」(11月末～12月上旬実施)の活用。また、「教職員・スタッフ見守りシート」も活用する。

(エ) インターネットを通じたいじめに対処するため、計画的に情報モラル教育を進める。

- ・高学年児童対象(保護者の参観も推奨する)の「ケータイスマホ安全教室」実施(年1回)
- ・「通信機器の取り扱いルール」の徹底(保護者と協働)
- ・保護者への啓発(懇談会での注意喚起、個人面談時等に資料の配付)

情報モラル教育で指導する内容 (「児童生徒指導の手引」より)

- ・ネット上では、目の前に相手がいなかったり、気が大きくなったり、事実でないことを書き込んだりできるため、やりとりがエスカレートしやすく危険であること。
- ・「掲示板」への書き込みを行った個人を特定できること。
- ・書き込みが悪質な場合には、名誉棄損や業務妨害等の犯罪を構成し、警察に逮捕されることもある。さらには、「掲示板」への書き込みで、傷害や殺人、自殺といった重篤な事案に発展した事例もあること。

◎子どものささいな変化に気付くようにする。

◎情報は保護者や専門機関、地域とも連携して集め、児童支援専任、関係職員と適切に共有する。

③いじめに対する措置

(ア) いじめの発見、通報をうけたときの対応

いじめを発見したとき

- ・いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為を止める。
- ・予断をもたず、正確な事実をできるだけ客観的に把握する。
- ・関係する子ども、周囲で見ていた子どもなど複数から情報を得る。
- ・聞き取りは複数の職員で行う。
- ・記録を残す。
- ・被害にあった子、いじめを知らせてきた子の安全を確保する。

通報を受けたとき

- ・通報（相談）は真摯に傾聴する。
- ・「事実を確認し、対応の経過を報告する」ことを伝える。
- ・知らせてくれたことに対して謝意を伝える。

◎「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、情報を共有し、対応方針を決定し、委員会での記録を残す。

◎いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、栄警察署（生活安全課、スクールサポーター）と相談して対応する

◎子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに栄警察署に通報し、適切に援助を求める

(イ) いじめられた子、保護者への支援

いじめられた子への支援

- ・事実関係の聞き取りをする。
その際「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・徹底して被害にあった子を守ることや秘密を守ることがを伝える。
⇒必要に応じて当該の子の見守りを行うなど、他の職員と協力して安全を確保する。
- ・聞き取りは複数の教職員で行う。
- ・状況に応じて、学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの関係機関の協力を得る。
- ・必要に応じて、いじめた子を別室で指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害にあった子が落ち着いて安心して学校生活を送ることができる環境の確保を図る。
- ・聞き取りや指導は、当該の子のプライバシーに十分留意して行う。
- ・いじめが一定の解消を得られたと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて支援を行う。
- ・次年度以降、中学校への引継ぎを考慮して「学校いじめ防止対策委員会記録用紙」などに記録し、保存

いじめられた子の保護者への支援

- ・家庭訪問（が望ましい）などにより、その日のうちに迅速に事実関係を伝える。その日のうちに全容がはっきりしなくても、「現在の時点で」分かった事実を伝える。
- ・事実、学校の対応について保護者の理解や納得を得た上で、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
- ・聞き取りや指導の経過を随時報告する。
- ・いじめが一定の解消を得られたと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて連絡を取り合う。

(ウ) いじめた子、保護者への指導・支援

いじめた子への指導

- ・事実関係の聞き取りを行う。
- ・聞き取りは複数の教職員で行う。
- ・「聞き取り」と「指導」とは分けて行う。
- ・把握した事実によりいじめがあったことが確認された場合、複数の教職員と連携して組織的にいじめをやめさせる。
- ・状況に応じて、学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの関係機関の協力を得る。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であること¹を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・当該の子が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、その子の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・状況に応じて一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置を含め、毅然とした対応をする。
- ・聞き取りや指導は、当該の子のプライバシーに十分留意して行う。
- ・いじめが一定の解消を得られたと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて支援を行う。

いじめた子の保護者への支援

- ・家庭訪問（が望ましい）などにより、その日のうちに迅速に事実関係を伝える。その日のうちに全容がはっきりしなくても、「現在の時点で」分かった事実を伝える。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
- ・聞き取りや指導の経過を随時報告する。
- ・必要に応じて面談を行い、今後の指導について相談したり助言したりする。
- ・いじめが一定の解消を得られたと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて連絡を取り合う。

(エ) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた子どもへの指導

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

同調していた子どもへの指導

- ・はやし立てるなどの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

◎学級全体で話し合うなどの機会をもち、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

◎「謝罪」が指導のゴールとは考えない。いじめられた子も、いじめた子も健全で良好な人間関係を育むことができるよう成長を促す機会をとらえて取り組む。

当事者や周りの子全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを目指す。

(オ) ネット上のいじめへの対応

- ・正確に事実を把握し、情報を共有する。
- ・不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除できるように対応する。
- ・子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに栄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・インターネット掲示板等に誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、絶対に行わないよう指導の徹底を図る。
- ・ネットパトロールを定期的実施する。
- ・保護者にも協力を求める。

④いじめの解消

(ア) いじめの解消に向けた支援

- ・かかわりのある教職員全員が支援を行う。
- ・いじめを受けた子、いじめを行った子の様子を注意深く観察する。
- ・いじめを受けた子、いじめを行った子に適宜声をかけ、気持ちの把握に努める。
- ・座席やグルーピングに配慮するなど、実態に適した支援内容を考え、実施する。
- ・周囲の子たちも含め、温かい人間関係づくりを行い、安心感を安定させる。
- ・保護者と連絡を取り合い、子どもの気持ちや状況を共有する。

(イ) いじめが「解消している」状態

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(横浜市いじめ基本方針 平成29年10月改定 p14より)

- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

「解消している」状態に至っても、再発する可能性を踏まえ、引き続き、注意深く観察していく必要がある。

⑤教職員等への研修

- ・ 専門家を招いた児童理解研修の推進
- ・ 校内の事例をもとに、いじめ防止・対応研修の実施（年1回以上）
- ・ 職員会議、打ち合わせ等で、職員間のいじめに対する共通認識をくり返し図り、人権感を修養

⑥学校運営協議会等の活用

- 子どもの実態（アンケート結果も含む）を共有し、保護者、地域と連携・協働した取組
- ・ 各立場からの多面的な対策
 - ・ 教育ボランティアの導入
 - ・ とともに児童理解研修を行い、子どもに対する共通認識をもつ

⑦取組の年間計画

別紙参照

（4）重大事態への対処

「重大事態の定義」

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

「発生の報告」

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

①調査の趣旨

当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るために行う。

②調査の主体

（ア）学校

教育委員会の指導、支援を受けて行う

（イ）教育委員会・市長

- ・ 学校主体では十分な結果が得られない
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるなどの場合は教育委員会が主体となる

◎従前の経緯や事案の特性、被害児童や保護者が望む場合には市長による調査を行うことも想定し得る。

③調査を行うための組織

（ア）学校が主体

学校いじめ防止対策委員会に、弁護士、心理士等の専門的知識を有する第三者が加わる。

（イ）教育委員会が主体

「横浜市いじめ問題専門委員会」を開催し、これが調査に当たる。

④事実関係を明確にするための調査の実施

「いつ（いつ頃から）」「誰から」「どのような対応だったか」「いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」などの事実関係を可能な

限り網羅的に、明確にする。(この調査は民事・刑事上の責任追及や争訟の対応を直接の目的とするものでない。再発防止を図るもの。)

⑤調査結果の提供及び報告

- (ア) いじめを受けた子や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を説明。この情報提供に当たっては、他の子のプライバシーに配慮する。
- (イ) いじめを行った子や保護者に対して、調査によって明らかになったいじめの事実関係を説明し、個別に指導。説明に際しては、他の子のプライバシーに配慮する。
- (ウ) 調査結果について、教育委員会に報告し、教育委員会が市長に報告。いじめを受けた子またはその保護者が希望する場合は、いじめを受けた子またはその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添える。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う (PDCA サイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。